

調布市固定資産（土地）鑑定評価員募集要領

1 目的

この要領は、調布市（以下「本市」という。）における、令和9基準年度の固定資産（土地）評価替えに係る標準宅地の不動産鑑定評価を行う者（以下「固定資産鑑定評価員」という。）を募集し、本市における固定資産（土地）の評価の均衡及び適正化に資することを目的とする。

2 固定資産鑑定評価員の応募要件

本市の固定資産鑑定評価員に応募できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号、以下「法」という。）第15条に規定する不動産鑑定士又は平成16年6月2日付け法第66号附則第6条で経過措置を受けている不動産鑑定士補（以下「不動産鑑定士等」という。）であること。
- (2) 法第22条に規定する不動産鑑定業の登録を国土交通省若しくは東京都に行っているもので、主たる事務所を東京都内に有しているもの（以下「不動産鑑定業者」という。）又はその従事者であること。
- (3) 不動産鑑定業者である不動産鑑定士等にあつては、不動産鑑定評価を主たる業務としている者であること。また、不動産鑑定業者の従事者である不動産鑑定士等にあつては、専ら不動産鑑定評価に従事している者であること。
- (4) 鑑定評価員として選定する日の直近3年間、不動産鑑定評価の業務に継続して従事している者であること。
- (5) 法第40条又は法第41条に規定する懲戒処分又は監督処分を受けたことがない者であること。
- (6) 令和7年4月1日現在、満70歳未満の者であること。ただし、本市の固定資産鑑定評価員の実務経験を有する者を除く。
- (7) 本市の土地の価格事情に精通しており、かつ、令和6年1月から12月までの間に、東京都内において不動産鑑定評価を行ったことがある者であること。
- (8) 不動産鑑定評価を行うにあたり、「不動産鑑定評価基準の改正について（通知）」（平成14年7月3日付け14国土地第83号の2）及び本市が別途定める鑑定評価実施要領等を順守することができる者であること。

- (9) 成果品について、本市から照会等があった場合に適切に応ずることができるとともに、本市が必要と認める事項について、関係法令等により公開の扱いとなることを承諾することができる者であること。
- (10) 本市の固定資産評価審査委員会の委員でないこと。

3 固定資産鑑定評価員の募集期間

固定資産鑑定評価員の募集期間は、令和7年5月20日（火）から令和7年5月30日（金）までとする。

4 固定資産鑑定評価員の応募方法

- (1) 本市の固定資産鑑定評価員に応募する者は、「令和9基準年度調布市固定資産鑑定評価員希望申出書」（様式1）（調布市役所資産税課窓口若しくは調布市ホームページから入手可能）により、疎明資料（公的評価の受任記録等）を添えて、上記3の募集期間内に調布市役所資産税課に直接若しくは郵送で提出すること。
- (2) 郵送で提出する場合は、「〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1 調布市役所市民部資産税課土地係」宛に送付すること。（募集期間内の消印有効。）

5 固定資産鑑定評価員の選任

- (1) 本市の固定資産鑑定評価員に応募した者について、上記2の要件を満たしていることを希望申出書及び疎明資料により確認する。
- (2) 上記(1)を確認できた者から、提出された希望申出書及び疎明資料を基に、別に定める「固定資産鑑定評価員選定基準」に基づき配点し、固定資産鑑定評価員候補者を選定する。
- (3) 固定資産鑑定評価員候補者に対し、「調布市固定資産鑑定評価員候補者の選定について（通知）」（様式2）及び「固定資産評価（土地）における鑑定評価実施要領」を送付し、固定資産鑑定評価員候補者として選定したことを通知する。また、選定されなかった者には、「調布市固定資産鑑定評価員候補者の選定結果について（通知）」（様式3）を送付し、選定されなかった旨を通知する。
- (4) 固定資産鑑定評価員候補者は、送付された書類等を確認の上、「調布市固定資産鑑定評価業務に関する誓約書」（様式4）を本市に提出する。

- (5) 見積合わせのうえ、本市との業務委託契約の締結をもって、本市の固定資産鑑定評価員として選任する。
- (6) 選任後に疾病等やむを得ない事由により固定資産鑑定評価員を辞退する者は、直ちに「調布市固定資産鑑定評価員辞退届」(様式5)を提出するものとする。

6 固定資産鑑定評価員の定数

本市における固定資産鑑定評価員の定数は7名以内とする。

7 その他

その他必要な事項については、別途定めるものとする。